

Title	マカオのコレジオ(二)
Sub Title	The college of Macao (2)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.2 (1997. 1) ,p.1(149)- 28(176)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのコレジオ (一)⁽¹⁾

創設直後のマカオ・コレジオに対して、巡察師ヴァリニャーノが作成した学則・内規とでも言うべき史料が伝存している。同コレジオでの日常の教育活動の現実を伝える、貴重な史料と言つてよい。次に全文を紹介する。

「巡察師パードレ・アレツサンドレ・ヴァリニャーノが〔二五〕九七年一〇月に、このマカオ・コレジオの^{エスコラス}授業のために与えた^{オルデン}命令

この度本コレジオが創設されたが、^{エストウドレス}学習に関する確実な行動命令を持たず、^{メストレス}此処で講義をする教師や^{エストウダデル}学習をするイルマンは、さまざまな管区の出身で、そこ

マカオのコレジオ(二)

高瀬 弘一郎

では^{エスコラス}授業の進め方について異なつた慣行が存在する。

したがつて、もしもこれ「授業」に関して確実な命令がないと、容易に大なる混乱の原因となるであろうし、毎年新たな改変を強いられることにもなる。それ故、われわれの^{ノストルム・ストウヂイオルム}学規則で命ぜられている事柄以外にも、これら「当コレジオ」の^{エストウドレス}学習において遵守すべき事柄に関する、いくつかの覚書を作成するのが良いと私には思われた。本コレジオの^{メストレス}教師と^{クラセス}クラスの数に依じて遵守出来るように、そのすべてを^{プラシエ}実践の規則の形にする。

第一章 ^{エストウドレス}学習全般に共通するいくつかの事柄について

1、休暇後の^{アソノ・リテラリオ}学年度と^{リソソエス}授業を、九月一五日朝始めること。すなわち、^{ペルフェイト・ドス・エストウドレス}学事^{メストレス}長・教師たち・^{スプステ}代理人^{イトウトス}たちは^{モトウ・プロプリオ}教皇ピウス四世の教皇任意教令に即して、次

一(一四九)

の順序で信仰告白をすること。生徒たちのミサであるアルタル・モル大祭壇での第二のミサが終つたら、教会の交差廊にテーブル掛けを敷いた机を置くこと。その上に、蠟燭を灯した二つの銀製の燭台の間に、キリスト磔刑像を置くこと。机の上のその「磔刑像の」すぐ傍に、ミサの歌が始まる葉を開いたミサ典書を置くこと。机から福音の側の下に、院長用の椅子を一脚置くこと。それ「院長用椅子」よりさらに下に、長椅子を一脚置くこと。机の他の側面の前方に、「長椅子を」もう一脚置くこと。またはその必要がある人たちには、敷物を敷くこと。これだけの準備をしたら、コレジオの院長・学事長、および教師と代理人の全員が長マントを着てそこに行き、キリスト磔刑像の前で祈りをして、椅子と長椅子にそれぞれ腰掛け、次いで以下のように信仰告白をすること。まず第一に、「私某は、堅き信仰によつて以下のことを信ずる、云々」Ego N. firma fide credo etc. で始まる「信仰」告白を行なうこと。この「イエズス会」固有のコレジオにおいて、新たに何らかの学問を講義し始めるか、または代理人たちか学事長になる者はすべて、たとひ他の場所において、或いは当地においてか

つて別の職務に就いた際に既にそれを行なつていても、聞こえる声で信仰告白を読むこと。他の者たちは、彼の後ろで跪いていること。その「信仰告白が」終つたら、彼らは長椅子に行つてそこに腰掛けること。その他すべての人々は一人ずつ、以下述べる順序で、聞こえる声で、「また私某は、以下のことを誓約し、願ひ、そして誓う。云々」Ego idem N. spondeo, voveo, ac juro etc. で始まる誓いを立てること。これもまた、跪いて行なうこと。「そしてこの神の聖なる福音」*In hac sancta Dei Evangelia.* と言う時に、ミサ典書の上には、ミサを挙げないこと。これが終わつたら「*o qual o cado* とあるが、*o qual acabado* の誤か」、キリスト磔刑像に対して祈りを唱え、そして内に入ることに。2、七時にラテン語の教師たちが授業に入ること。その他「の教師たち」は、それぞれの時間に行なうこと。全員、朝授業を始める時、ラテン語で祈りをする。それを少なくとも一五分続けること。それはわれわれの学事規則の、院長の規則三五に基づく。院長・学事長・教師たち、および院長の判断によりコレジオのその他のパードレたちは長マントを着て、イルマン

たちは全員それを着ないで、これを聞きに行くこと。午後に授業をする教師たちは、その時この祈りをする。彼らは「朝と」同じようにそれを聞きに行くこと。

3、^{プロフイサン・ダ・フエ} 信仰告白・^{ディスアタス} 討論・^{オラソニス} 祈り・^{レトラス} 学問のすべての公開試験においては、次の順序で腰掛けること。第一、院長。第二、^{ペルフェイト} 学事長。第三、^{テオロジヤ} 神学の教師たち。第四、良心問題の教師たち。第五、^{アルテス} 教養科目の教師たち。第六、「ラテン語カ」^{オ・ダ・プリメイラ} 一級の教師。第七、^{ダ・セグンダ} 二級の教師。そしてその後^{スプステイトウス} にその他の代理人パードレたち。

4、院長か学事長のいずれか、またはその両者が出席する祈り・^{リソニス} 授業・^{ディスアタス} 討論において、「最も敬虔な院長よ、最も完全な校長よ」^{Rector religiosissime, Gymnasiar-cha integerime.} と言って彼らの情^{ベネウオレンシア} けを得ること。院長よりも先にまず司教とカピタン・モールから、情^{ベネウオレンシア} けを得ること。

5、^{ディスアタス} 討論において、誰かが反^{アルグメンタル} 論を始める時は、院長・^{ペルフェイト} 学事長・^{プレジデンテ} 議長、およびその他の^{アウディトリオ} 傍聴者から情^{ベネウオレンシア} けを得ること。生徒は何人も、そうでない「そのような地位・立場にない」人々や、彼より高い^{メストリス} 権能を帯びた人々、または現在自分の教師でない

人々に対しても、無理に頼まないこと。教師が別の教師にそれをしてはいけない。たとい教師であろうと何人も、院長や学事長に無理に頼んではいけない。しかし教師たちは、そうでない人々に頼んでもよいし、^{レイトル} 院長や^{ペルフェイト} 学事長は全員に頼んでもよい。たとい修辞的であつても^{デフエンデン} 弁護する者は、^{アルグメント} 反論を最初に繰り返す時に、^{コンデイシナ} 自分が自分の同級の生徒でなければ、^{コネンシナ} 反論をするその相手からも情^{ベネウオレンシア} けを得ること。弁護しようとする結論のすべては、^{ベルフェイト・ドス・エストウドス} 公けに開陳する以前に^{ベルフェイト・ドス・エストウドス} 学事長に示すこと。

6、如何なる^{フアクルダダ} 権能を帯びた者であれ教師は全員、^{リサン} 授業をするために^{クラセ} クラスに入る時には、^{イマツエン} 聖画像に向かつて^{オラサン} 跪いて祈りを唱えること。それ「聖画像」は、このためにその「クラス」の中に備えておくこと。椅子に座つて^{リサン} 授業をすること。授業を始める時は、まず最初に祝福をすること。終了の鐘が鳴ったら、同じように祈りを唱えてから退場すること。

7、^{メストリス} 教師たちは講義をするために、^{エスコラス} 学校の中庭かまたは^{クラセス} クラスに入る時に、^{オルデンス・サクラス} 聖品を受けた^{テオロギス} 神学課程在学者・^{カズイス} 良心問題課程在学者でない限り、^{エストウドス・セクラレス} 世俗の生徒たちに対して帽子を脱ぐことはない。しか

し、イルマンたちに対してはそうすること。

- 8、教師たちは、毎月一回名簿により、自分の世俗の生徒の全員に告解をさせること。また第二回目となる筈の大祭壇で挙げられるミサに、授業のある日毎に与らせること。それ〔ミサ〕は、香部屋係がその鐘を鳴らしたら始めること。彼は、学校の鐘も鳴らすこと。各クラスには、それ〔ミサ〕に与るために来ない者たちを書き留める〔名簿を〕を一つ備えること。
- 9、何か授業が始まる度毎に、次の順序で学校の鐘を鳴らすこと。クラスが始まる午前七時、それが終る九時半。すぐに別の授業が始まるなら、〔鈴を〕鳴らすこと。午後と同じようにすること。
- 10、生徒は何人も、学校の中庭には入らないこと。またクラスには如何なる武器をも携えないこと。

第二章 授業日と休日

- 1、神学・良心問題・課程〔原語は *curso*。教養科目すなわち哲学の課程のことであろう。後に第四章、教養科目の課程、と見える。また拙稿「マカオのセミナーオ」〔『史学』六四ノ一〕(四四・四五頁をも参照)、およびラテン語の二級クラスの授業日は、七月一四日朝始まり、九月一四日に終了

- すること。従って授業は〔七月〕一五日朝開始すること。その他の下級のクラスの授業日は、聖母被昇天の大祝日〔八月一五日〕の前の午後から始まり、神学の授業日を以て終る一カ月とすること。
- 2、毎週休日を一日持つこと。聖なる日がない時は、それを水曜日とすること。しかしもしもどれか〔聖なる日〕が巡って来たら、次の順序を守ること。もしも聖なる日が火曜日に当たたら、木曜日を休日とすること。土曜日に当たたら、水曜日を休日とすること。しかしもしも週の他の如何なる日に当たっても、その日を休日として、別の休日を設けないこと。聖フランシスコの日〔その列福(二六一九年)および列聖(二六二二年)以前ではあるが、フランシスコ・ザビエルの祝日(二月三日のことであろう)には授業は行なわず、同聖人について、他の諸聖人に関する上述の命令を守ること。
- 3、降誕祭の前日の午後、五旬節の主日の後の月曜日と火曜日、灰の水曜日の午前、聖週間の水曜日の午後は、講義を行なわないこと。さらにそれから最後の第八日目の復活祭に至るまで毎日の午後に、われわれの教会において晩課または完全な合唱がある時は、その午後はすべて講義を行なわないこと。その他

の日は、たとい何処かの教会で説教・全贖宥、または祝日フェスタが行なわれても、授業リサンがあるものとする。

第三章 ラテン語のクラスについて

1、午前二時間半、すなわち七時から九時半までと、午後二時間すなわち三時から五時まで、講じること。しかし土曜日は、午後は一時間半講じること。一月八日から灰の水曜日までは、午後二時半に始めること。日が短いからである。

2、午後授業がある日はすべて、ラテン語を受講するイルマンたちは連袴ラディニヤスのすぐ後に、反復レベティンニスを四分の三行なうこと。但し、告解または祈禱プラティカの日は除く。

3、世俗の生徒を持つラテン語の教師たちは、すべての土曜日ディンブロス・セクラレスの午後、終了の鐘の鳴る少し前に、クラスにおいて聖母ラディニヤス・デ・ノツサ・セニョラの連袴を唱え、聖画像イマジエンの傍らで生徒たちがそれに唱和すること。

4、教師たちがイルマンたちに対し、授業内容やその他何であれ質問する時は、彼ら「イルマン」は帽子を脱いで起立すること。教師たちは彼らに向かってビレタバレタ〔聖職者角帽〕を脱ぎ、そして彼らに対し着席して帽子を被るよう命じること。その上で彼ら「イルマン」

は返答をすること。ラテン語を聴講している外部の生徒たちは、脱帽して起立して発言し、また彼ら「外部の生徒」が聖品を受けていなければ、教師は彼らに対しVOSで呼び掛けること。

5、修辞学レトリカの討論ディスプタスにおいて、弁護者デフエンデントスはイルマンであれ世俗者であれ、教師の椅子の傍らに腰掛けて、帽子を脱ぎ、同じくあの公開試験アプクの祈りオラソンニスをすること。しかし、討論以外の場で公の祈りをする時は、長マントマンテオを着て帽子を被り椅子に座ってそれら「祈り」を読むこと。

第四章 教養科目の課程について

1、本課程の教師は、課程を開始する時、他の教師たちと同様その前に祈りをして、「論理学の必要と有用性について」De necessitate et utilitate Dialecticaeの授業リサンを行なうこと。それ「祈り」には、第一章第二節で述べた如く、院長・学事長ペルフェイテその他が立ち合うこと。〔聖書カ〕註解グロサを書き取らせるのでなければ、午前八時に開始して一時間半講じ、九時半に終えること。午後は他のクラスと一緒にそれ「祈り」をして、三時半に開始し、五時に終ること。しかし書き取りをするの

- であれば、午前二時間半、午後二時間講義をすること。
- 2、毎木曜日の午後、クラスで討論をすること。そこにおいて、前日他の生徒たちが反論した末に引き出された、椅子に置いてある三つの結論を、二人の生徒が弁護すること。また毎月一回木曜日に、一層莊重な討論をさらに二回持つこと。その際、同じ結論を二日前にクラス、およびここコレジオの中の所定の場所に置くこと。これら〔の討論〕の場には、院長・学事長・神学と良心問題の教師たち、および神学課程在学者たちが赴くこと。
- 3、教養課程在学者のイルマンたちは、授業があり、しかも告解のないすべての日の午後、四十五分間カーザにおいて討論をすること。クラスから帰ってから五分後に、鈴を鳴らすこと。誰か神学課程在学者がその議長を務めること。
- 4、世俗の生徒たちは、聖品を受けていなければ、腰掛けて帽子を脱いで授業に与り、反論をすること。これら〔聖品を受けている者〕は、帽子を被って発言すること。つまりイルマン全員について、第二章第四節〔第三章第四節の誤カ〕で述べた通りである。しかし、彼ら〔世俗の生徒〕もイルマンたちも、帽子を脱

- ぎ腰掛けて反論をすること。聖品を受けていない世俗の生徒たちに対しては、教師は vos で呼び掛けること。
- 5、三二学年度続く〔教養科目の〕課程の終わったところで、三人の試験官による石の試験による試験を公開で受けること。彼らの内の筆頭者が試験において議長を務め、最初の石〔すなわち試験〕において公開試験の祈りをすること。
- (補註) 口頭試験による試験のことで、古くコインブラ大学の学則に由来するという。すなわち、コインブラ大学において、学生がその許可を受けて試験を受ける際、謙遜を表わすために帽子を脱いで所定の石に座る。最初の試験官が受験者に対して、慣例の質問をする。名前・司教区・出身地。そして最後に、自然学の問題を出す。その後他の二人の試験官が反論をする。最初の受験者の試験が終つたら、二番目の受験者が石に座る…。最初の石〔つまり試験開始〕は二月四日午後で、それは学長が出席し、その傍らに試験官たちが位置する。
- 6、最初の三つの石〔試験〕と最後の石は、通常の授業の時間で、各々丸一日続くものとする。また試験

では、論理学のすべての質料を尋ねること。すなわち、*ウニヴェルサリス・プレデイクアメントス*、*ベリエルミニアス*、*普遍概念・範疇論・命題論の第一卷*・〔分析論〕*プリオレス*の第一卷・後書ポステリオレスの第一卷・*トピカ*・*エレンコス*の論。受験者に「どういふ可能性があるか」*quod possit*と尋ねることによって、*パロジクモ*誤謬推論を呈示すること。この他に、「三人の」試験官の各々が彼ら〔受験者〕に、先ず自然学次に形而上学の順で、それぞれの問題について反論をして、その上で彼らが自然学の問題と形而上学の問題とについて弁護すること。同様に〔試験官の〕各々が、論理学の質料を質問すること。最後に彼らが、各問題について反論すること。7、試験のために、三段の階段がついた高い長椅子を備えること。そこに院長・学事長・試験の議長、および二人の試験官が腰掛け、その後プレジデンテに所定の順に従って、神学〔*テオロジヤ*・*ドグマティカ*・*カソリック*・*メソトレス*の教員〕が腰掛けること。但し教養科目の教師は除く。彼は試験の場には居ない。この長椅子には更に、たとい生徒であっても神学課程在学者の全員、外部の修道士たち、その他の世俗の学識者たちも腰掛けること。

8、最初の石〔試験〕は次のように行なうこと。まず

マカオのコレジオ(一)

クラスの準備を整える。院長と試験官たちの席には、*ドセル*天蓋を付けること。石が入ったら、歌を始めること。その後、議長が祈りをするプレジデンテこと。それが終わったら、再度歌うこと。そして受験者が、石の少し後に帽子を脱いで立ち、試験に相応しい別の祈りをするプレジデンテこと。その石は試験官たちの前に一つ置くこと。〔受験者は〕祈りが終わったら、自分の席に腰掛け、歌を歌うこと。歌が終わったら石に腰掛けること。ここで議長は、次のように述べて試験を始めること。もしも〔受験者が〕イルマンなら、「敬虔に、そして該博に答えよう。」*Religiose, et perdocte respondens.* また世俗者ならば、「才能豊かに、そして該博に答えよう。」*ingeniose ac perdocte respondens.* と述べ、つづいて「あなたの試験を始めるために、通常出される試問に答えなさい。あなたの自然学と形而上学の問題を出しなさい。」*Pro initio tui examinis, responde quaestionibus solitis, et propone tuum physicum, et metaphisicum problema.*

これに対し受験者は、石から立ち上がった次のように言うこと。「いとも賢明にして敬虔なる師は、私の試験を始めるに当り、私が、通常出される試問に答

七(一五五)

え、そして私の自然学と形而上学の問題を出すよう命じる。命に従い、私の名前は某、国は何処。」Sic jubet, sapientissimus et religiosissimus praeses, ut pro initio mei examinis respondeam quaestionibus solitis et proponam mea physicum et methaphysicum problema. Quoniam sic jubet, mihi nomen est NN., patria N. もしもイルマンなら次のように言うこと。「私の名前は某。なおイエズス会士である。私は、いとも賢明にして敬虔なる師であるわがパードレ某から問われるべきこととを、すべて聴いた。」Mihi nomen est NN., pro reliquis Societas Jesu. Audivi omnia requisita ad praesens examen a sapientissimo et religiosissimo praecettore meo patre N. くれだけ言ったら右に腰掛け、次のように問題を出すこと。「私の自然学の問題は問う。(例) すべての自然は、同時に分かれた部分によって、実在の上で区分されるか否かである。私は肯定の意見を支持する。同じく私の形而上学の問題は問う。(例) すべての運動は実体によるかどうかである。それに対し私は、以下の命題を示すことにより答える。第一の命題は、行為は実体から、ないしはそのための行為者から発する。第二の命題は、行為は以下のこと

で終わる。」Meum physicum problema petit (v.g.) : num totum physicum distinguatur realiter a partibus simul sumptis [一語不明] . Ego teneo partem affirmativam. Meum item methaphysicum problema petit (v.g.) : utrum omnes actiones sint suppositorum, cui ego respondeo per has propositiones. 1. Propono: Actiones profisciscuntur a suppositis, vel ab agentibus quo. 2. Propono: Actiones terminantur etc.

問題を出し終ったら、議長は普遍概念についての試験を始めること。「敬虔に(または才能豊かに)、そして該博に答えよう。範疇論の学説について、普遍概念がいくつあるか述べよ。」Religiose (vel ingeniose) et perdocte respondens, pro doctrina Praedicabilium, dic quot sint Universalia. 試問について云々の章を繰り返す。

議長によって、普遍概念について充分と思われるだけ質問がなされたら、第二の試験官が、範疇論に関して同じように尋ねること。続いて第三(の試験官)が同様に、命題論ペリヘルミニクスに関して質問をすること。再度議長が「分析論」アナリシス前書プロトレスに関して「尋ねること」。このように順に、各々自分の論理学ロジックの質料を質問すること。

それが終わり、各々が各問題について自分の反論アルグメントを述べたら、第二の試験官が第二の受験者に上述の如き試験を始める。つづいて第二の試験官が第三〔の受験者〕に。このように順に、各々自分の：云々に關して試験を始めること。

或る質料マテリアの質問を始めたり、問題プロブレマスに対して反論アルグメントをする時は常に、次のように言うこと。「敬虔に、または才能豊かに、そして該博に答えよう。」Religiose, vel ingeniose et perdocte respondens. 受験者は、「いとも賢明にして敬虔なる師またはパードレの命により。」Sic jubet sapientissimus et religiosissimus praeses, vel pater. と言つて、他の二人〔の試験官〕から情ベネウオレンシアけを得ること。

第一の石ペドラ〔試験〕において、同じ日に祈りそして試験をすれば良いであろう。他の受験者たちは、丸一日石ペドラ〔試験〕をすること。すなわち前の日の午後に通常出されるそれら〔の問い〕に答え、問題プロブレマスを出すこと。そして前の受験者が自分の試験を終えて後、次の日の朝試験を始めること。如何なる試験においても、第一〔の受験者の試験〕の、祈りの末尾のため以外には、音楽ムジカは行なわれないこと。しかし、すべて〔の試

験〕において、世俗エストウダンテス・セクラル(ママ)の生徒たちはクラスを整備し、敷物を敷くこと。試験官たちの長椅子バンコスは、常に敷物を敷いておくこと。

〔右の〕試験エザメスが終つて何日か経つて後、課程クルソ〔教養科目即ち哲学カ〕の教師は次のように自分の机メザ(補註)に臨むこと。先に試験と椅子カデイラについて述べた如く、敷物を敷いた高い長椅子バンコスをクラスに用意したら、午前七時に机メザが入るものとする。午後三時に、院長・学事長・その他の教師たち・パードレたち・神学課程テオロギス在学者たちが、それぞれ順序に従つて高い長椅子バンコスに、また教養科目アルテスの教師は、裝飾を施した彼の椅子カデイラに腰掛けること。

その傍らに、机メザを弁護デフェンデンする者たちが敷物を敷いた長椅子バンコに腰掛け、その前に、何らかの絹布を掛けるかまたは敷物を敷いた机メザを置くこと。その〔机の〕上に、弁護者たちが、各自自分の結コンクルンエス論を置くこと。入るとすぐに、歌カジカを始めること。その末尾に、(第一の机プリメイラ・メザの日は、朝のみ) 教師は椅子カデイラに腰掛けて祈りを唱えること。それ〔祈り〕が終つたら、公開試験アウグトに際しての歌カンタランを歌うこと。

(補註) コインブラ大学において、いくつかの机が

並べて配置され、その前に学士たちが帽子を脱いで椅子に着席し、主任の教師が割り当てた哲学的な資料の結コンクルズンエス論を弁護する場合、それらの机を「哲学メサス・デ・フィロソフィアの机」と呼んだ。また或る公開試験において「大回答マグナス」と称する回答をした者たちが、試験プロウツスにおいても、例えば倫理神学モラルから論理学へ、または論理学から倫理神学へというように、資料を取り替えて回答する時は、これらの机は「二番目の回答の机」と呼ばれた。⁽⁴⁾

その後で彼「教養科目の教師」は、弁護者たちが自分たちの結コンクルズンエス論において呈示した問題、すなわち第一、論理学の問題。第二、自然学の問題。第三、形而上学の問題について、次のように討論を始めることと。「第一の席に座り、論理学の結論を弁護する者に、私は以下の問題を呈示する。主なるキリストは実体の範疇の中に置かれるか。」*Ei [qui] sedet primo loco et defendet conclusiones dialecticas, hanc propono quaestionem : num Christus Dominus (v.g.) ponatur in praedicamento substantiae. それを討論した後、*
弁護者に対し、彼の結コンクルズンエス論の或るものに対して別

の方面から反論アルクメントを呈示すること。それに対する答えを待つことなく、自然学課程フィリソフィ在学者に対して同じように問題ケスタンを呈示し、最後には彼の反論アルクメントを交えて討論ディスプタラをすること。その他の者たちに対しても、順次同じように行なうこと。

教師がすべての問題プロウツスについての討論ディスプタラを終えたら、他の学識あるパードレたちが、院長・学事長・椅子カデイラに着いて議長を務める教師、およびその他の傍聴者アウディトリオの情ベネヴォレンシアけを得て、希望する弁護者たちに対して反論アルクメントを始めること。このように午前と午後、反論アルクメントとともに机メサスを続けること。すべての公開試験アウククが終わり、院長がその他の人たちと一緒に未だ座っている内に、議長プレジデンテが椅子カデイラから立ち上がり、ビレタババを脱いで次のように言うこと。「最後に、良き大なる神に対し、尽きない恵みに感謝する。あなた方皆に感謝する。あなた方の出席により、私たちのこの公開試験を飾ろうとして下さったのであるから。」*Relinquun est, ut Deo optimo maximo immortales gratias agamus, et vobis omnibus, viri ornattissimi, qui vestra praesentia hanc nostrorum actuum decorare voluistis. そして [皆が]*
立ち去ること。

これと同じようにして、他の机に臨むこと。それが一つ以上であったなら、教師は第一「の机」以外では祈りをしないこと。各「机」の弁護者たちは全員、弁護する質料について九つの結論を作ることに。机の何日か前に、それら「結論」に対して反論すること。何を望む者たちにそれを与えること。各机で四―六人弁護すること。そこ「机」において、たとい帽子を被つた生徒であろうと、すべての神学課程在学者が反論出来るものとする。更に彼らは、教養科目や修辞学といったその他の討論においても反論すること。

第五章 良心問題について

1、次章で述べる如く、良心問題の教師たちは、「教理」神学の教師たちと交替で、一時間を椅子から担当すること。その内四十五分は書き取らせ、一五分説明すること。

2、毎月一回土曜日の午後に一時間半、クラスにおいて良心問題の討論を行なうこと。そのために二日前にいくつかの結論をコレジオの扉と「コレジオの」中に呈示すること。一人の教師が或る日議長を務めたら、別の教師が別の日に議長を務めること。各自講じるも

のを手中に持つこと。院長・学事長・「教理」神学と良心問題の教師たち・神学課程在学の生徒たち、判断次第でその他のパードレたちがその場に出席すること。その「討論」において、良心問題課程在学の生徒たちや「教理」神学課程在学の生徒たちは、帽子を脱いで自分の良心問題を呈示すること。

3、午後授業があつて、告解または祈禱のない日はすべて「ゴメス・ドス・サントスの前掲論文によると、月曜・火曜・木曜・金曜」、良心問題課程在学者は連禱が終わつたら直ぐに四十五分間、次の順で反復をすること。週の内授業がある初日に、一般的な講演を行なうこと。院長の規則・学事規則、良心問題の章に従い、そこには生徒の他にも、カーザのパードレの全員が出席すること。二日目は、そこで議長を務める他の教師が彼ら「生徒」に講じる質料についてのみ、生徒たちが反復すること。授業がある三日目は初日同様、一般的な講演を行なうこと。四日目は、もしも祈禱がなかつたら、二日目と同様に反復をすること。

第六章 「教理」神学について

1、〔聖書〕註解を与えて書き取らせる〔教理〕神学の各教師は、四十五分書き取らせ一五分説明することに よつて、一時間講じること。またこれらの授業を、その他すべてのクラスの授業が終わる時に、最後に終了するような時刻に開始すること。もしも註解を与えないのなら、三〇分講じること。

2、〔教理〕神学課程在学者はカーザにおいて、授業がある日は毎日午後一時に鐘を鳴らして、四十五分間討論をすること。そこにおいて教師たちが交替で、各自が講じた資料に関して議長を務めること。

3、クラスにおいて毎月、各人が三・九の結論についていくつかの討論をすること。それら〔結論〕は何日か前に、扉とコレジオ内の所定の場所に呈示すること。〔教養科目〕課程および良心問題に関して述べた如く、それらの結論〔に対する討論〕には、院長・学事長・カーザのその他の教師たち・パードレたちが出席すること。これらの〔討論の〕中で、〔教理〕神学課程在学の生徒たちは帽子を脱いで反論をすること。弁護する者は、自分に呈示された最初の反論を一度

反復すること。そして二度目の反復をして彼に答える前に、次のように言うこと。「しかし討論を行なう前に、私は出来るだけ短く論じるであろう。(起立して) まず初めに聖なる神すなわち父と(胸に十字を切る)子と聖霊の助けを求め、聖母の助けを求め、もしも論じている間にローマ教会・聖公会議・聖なる教父たちの教えに矛盾することを何か言うならば、それは咎められるべきである。」 Sed, antequam argumento satisfaciam, quam breviter disputabo (e alevantando-se em pé) invocato prius divini Numinis auxilio Patris (benzer-se-há) Filii et Spiritus Sancti necnon Beatæ Virginis, illud interim adsero, si quid inter loquendum dixero quod Romanae Ecclesiae, Sacris Conciliis, vel Patrum doctrinae repugnare videatur, id indictum sit. もう一度腰掛けて、反論を繰り返し、彼に答えること。討論の最後に、起立して再度次の通り同じ宣誓をすること。「もしもローマ教会の教えに云々。」 Si quid dixi quod Romanae Ecclesiae, etc. 4、一万一〇〇〇人の処女の日〔ゴメス・ドス・サントスの前掲論文によると一〇月二二日〕には、教会の中で、九乃至一五または二〇の結論についての〔教理〕

テオロギア デイスフタス・マヨレス
神学の 大 討 論を、次の如く開催すること。
イグレジャ
教会の中央に、敷物を敷いた長椅子で囲った、矢張
り敷物を敷いた適当な空間をこしらえること。それら
「長椅子の」の間の、福音の側に、敷物を敷い
た椅子を置くこと。その傍らに、弁護者のための矢
張り敷物を敷いた腰掛けを用意すること。

午後一時半から二時まで 学校の鐘を鳴らすこと。
二時に 討論を始めること。そして歌を奏し、「学習
を新たにすため」 pro studiorum instauratione の祈
りをする事。それについては、われわれの 学 事 規
則、下 級 学 習 の 長 の規則三一が規定
している。これが終わったら、歌うこと。その後、前
章と同様に 討論を始めること。

もしもそれ「討論」に司教またはカピタン・モール
が出席するなら、長椅子で囲った同じ空間に、議 長
に正面から向き合うように彼の椅子を用意すること。
彼の一方の側に「a sua ilharaとあるが a sua ilharga の誤
か」に、主たる扉に向かって 院長・学事長、および
その他の教師たちとカーザのパードレたちが、敷物を
敷いた長椅子に順に腰掛けること。もう一方の側に
大祭壇に向かつて、外部の修道士たちが腰掛けるこ

マカオのコレジオ(二)

と。その他の長椅子には、マントを着けてこれらの討
論に臨む、生徒のイルマンたちの全員が腰掛けること。
彼らの内の一人が、結 論の写し二三部を手を持
つこと。反論をする者たちに与えるためである。

最初に、司教かまたはカピタン・モールにそれを示
すこと「revelashaとあるが、revelarschaの誤か」。彼ら
が最初に反論させたいと思う者に、それら「結論」を
与えるためである。その者が自分の反論を終えたら、
二番目に反論をするよう学事長が命じた者に、その他
「の結論」を与えること。このようにして、先へ進む
こと。これらの討論において、反 論の合間に何
か短い音楽を入れてもよい。凡そ午後五時半まで続け
ること。反 論の機会を与える際には、外部の修道
士たちに敬意を表すること。彼らには、司教・カピタ
ン・モール、および学事長の判断に従ってその他の
人々が、何日か前に結論を持っていくこと「se levarão
とあるが、levarãoの誤か」。

二

右に紹介した、ヴァリニャーノが作成したマカオ・コ
レジオの学則・内規とも言うべき文書（一五九七年一〇

月)とともに、矢張り同コレジオ運営上重要な意味を持ったであろうと思われる文書が、コレジオ院長の規則である。その全文を訳出する。

「次の訓戒は、マカオ・コレジオの院長レイトルのみに〔与えられた〕ものである。

このコレジオは、すでに述べた如く日本の一機関メンプロであり、それが創設された主たる目的は、これによって日本のイエズス会とキリスト教会を助け、同時にシナ布教をも支援することにあるので、その統轄の目的は、主として次の三つの事柄に帰結するということを理解するよう

に。

第一は、日本で暮らすためにインドから日本に送られる、イルマンやその他の人々の良き養育である。すなわち、徳操や学問レトラスにおいて彼らが向上するよう、尽力すること。コレジオは本来日本準管区長のものであるから、万般彼の指示に従ってコレジオを統轄すること。第二は、シナ国内にいるパードレたちの布教を前進させる尽力をすること。その地において聖福音を宣布するために、より大なる門戸が開かれるよう慎重に努力すること。第三

は、日本への物質的補給を取り扱うプロクラドールを、出来る限り援助すること。それ〔物質的補給〕はすべて、この港〔マカオ〕からそこに送られるのだ。日本のすべてのカーザの維持のみでなく、そのキリスト教会のエディフィシオ・スピリトウアル靈的建造物の全体も、それ〔マカオからの補給〕に依存しているのであるから、そしてこのコレジオの院長は、本来日本〔教会〕に属する人でありその一員であるので、プロクラドールが日本の資産カベダルをうまく送ったり、増やしたりしようとする際には全面的に、必ず彼を支援すること。

最初の事柄に関しては、院長の職務によって、コレジオの良き統轄のため、および学問レトラスと徳操の面でのパードレとイルマンの向上のためになさねばならないことを、充分に理解すること。しかしこのコレジオにおいては、われわれのヨーロッパ人イルマンと一緒に日本人を養育せねばならないし、日本人はわれわれとは非常に異なつた慣習と作法を持つているので、彼らをうまく導くためには特別の忠告が必要である。それ故、次の諸事を付け加える。

日本人はすべて、衣食や家の中の整頓の面で、清潔さに欠けることを非常に嫌うので、食堂・台所、および

カーザ全体が非常に清潔であるよう、尊師は出来る限りの努力をすること。衣服やその他の面で、われわれが立てる清貧の誓願に対しては然るべく遵守せねばならないが、清潔の点には常に大いに配慮すること。

日本人イルマンたちは、或いは健康のため、或いは清潔にするために、幼少時から常に身体を洗うのを習慣にしており、頻繁に身体を洗わないではいられないので、イルマンたちのために湯を沸かして彼らが毎月一―二度身体を洗うことが出来るような、そのために適した日本風の小さな場所をカーザ内に用意すること。

彼らの体質に適した主な事柄の一つにして、それによって彼らが健康を保っていることは、茶をいれて湯を飲むことであるから、このコレジオに常に、日本風に淹れた茶チャノユの湯を用意しておくこと。イルマンたちがそれに多くの時間を費やすのがよいと思われるなら、イルマン自身かまたは同宿ドシクオの誰かが、その世話をすること。それは常に非常に清潔に、きちんと用意しておくこと。様々な種類の茶チャが、そのために必要なその他のすべての品とともに、毎年日本から齎らされるよう尽力すること。丁度今私が、それを届けるよう書き送る如く。

また食事の点でも、彼らを養育する基になるものであ

るから、それに大いに配慮せねばならない。というのは、通常日本人は軽く食する習慣があり、またにんにくを彼らの主たる栄養源としているので、より濃厚なわれわれの食事を消化することは、彼らには出来ないからである。いつもそれを食べていると、健康を維持することは出来ないであろう。

それ故、そしてまたこのコレジオは日本「教会」の一機関であり、そこにおいて養育を受ける者は全員、日本に行くことになっているので、このコレジオにおいては、日本の食事とわれわれの食事とが、適当に混ざり合っていることが必要である。日本人が彼らの食事を供せられる一方、一部はわれわれの食事に慣れることによって、健康に暮らすことが出来るようにするためである。またヨーロッパ人も、日本人がそれを食して暮らす日本の食事に慣れていく。それ故、このコレジオにおいては、汁シユやにんにくを非常に頻繁に供さねばならない。

私がそのために書き遺す目録により、何らかの魚サカナとともに、常に日本から「食糧を」持つてこさせること。教会の命令により肉を食することが出来ない日以外にも、週の内何度か魚を食する習慣をつけること。というのは日本人は、それを食して養育されるのを常とするからで

ある。こういった日本風の料理を用意するために、それに通じた料理人を常時この地に一人置くよう尽力せねばならない。また台所の中に別の場所と竈を一箇所用意し、そこでこれらの料理を調理し、そのために使用するすべての道具と器ドングス インストルメントス具を、別途そこに備えておくこと。

また彼らがカレー味の鳥肉および焼き肉を、頻繁に食することが出来るようにすること。というのは日本人は、これらの料理には容易に適應するからである。いくら互いの本性について我慢し合い、食事は全員共通であるよう努力せねばならないとは言っても、その本性も互いが慣れ親しんでいる食事也非常に異なっているので、彼らには日本風に調理したいいくつかの料理を供し、それはヨーロッパ人イルマンには出さない。一方彼ら〔ヨーロッパ人イルマン〕には日本人イルマンには出さないような他の料理を供するようにして、一人一人の必要に對して充分適應出来るようにすること。但しそれは、各人の必要に應じるためにそうするのであって、一方を他より尊重するためではないということを理解させるのが条件であるが。

日本人は生来非常に引つ込み思案で、もしも怒つてきつい言葉で彼らを叱ると、非常に悲しむ。このようなや

りかたでは彼らは決して向上しないどころか、むしろ一層引きこもつてしまい、自分たちの上長たちと気軽に接しなくなり、さらにそれを嫌うようになる。逆に、穏やかな言葉で彼らに接し、理由を挙げて何を間違えたのか指摘してやれば、非常に彼らのためになる。このようにすれば、彼らは為すべきことを容易に行なう。そのために彼らに与えられるすべての悔悛ペニテンシヤスについて、尊師は細心の注意を払うこと。彼〔院長〕も副院長も、このような仕方では彼らを助けるべく尽力すること。

様々に異なる習慣や行動様式を持つ人々の間では、各自が自分たちの諸々の事柄を自慢し、他の国民のことをいろいろ言い立てることを望んで、衝突し合うことが簡単に起こる。これはわれわれの規則レギュラに反するし、どうしても必要な結束を損なうものでもある。それ〔結束〕は、われわれのヨーロッパ人の仲間と日本人の仲間との間に存在するよう、尽力せねばならないものだ。尊師は兎に角、かかる言葉や衝突をこのコレジオから排除すること。そして日本人イルマンに對する深い愛と結束を守るよう、皆に尽力させること。彼らのことがよく分かっていると思われよう。彼ら自身にとっては、控えること。

同様に彼らは、彼ら自身にとって必要かつ適切なこと

を要請するに当つても、非常に内気かつ引つ込み思案なので、彼らの上長は彼らと頻繁に接触をとり、とくに彼らに欠け、彼らに必要とするものについて情報を得、速やかにそれらを補給することを重視せねばならない。

彼らがポルトガル語に上達するために、毎日その練習の時間を三〇分設け、尊師が良いと思うやり方で何人かのポルトガル人に教授させること。またそのために彼ら「ポルトガル人」が、何冊かの本を読んでやること。

そして名詞の前に置く冠詞のの違い、動詞に用いる時制の多様性、さらには性の違い、名詞の単数・複数の違いをとくに理解させること。というのは彼ら「の言語」には、こういったことが全然ないので、もしもよく「一語不明」と話す際に簡単に間違えるからである。

同様に、日本に行く予定のヨーロッパ人には、そこに行くために当地で待機している時に、常に日本語の授業を受けさせ、その反復をさせること。そして彼らのために常に教師を一人委嘱しておくこと。彼らが日本に行く時には充分それに上達していて、不足のないようにするためである。

今ここに来る日本人イルマンは、良心問題を学習すること。準管区長パードレが課程「教養科目つまり哲学

のことであろう。前出の学則・内規の文書、第二章の冒頭に註記」を学習するようにと、特に何か命じない限り。良心問題の授業は、そのためのクラスの形をとるので、彼らの学校ではなく、われわれの学校において講じること。というのは、今彼ら「日本人イルマン」に対しこのコレジオにおいて学習するよう命じているのであるから、教区司祭がもしもそれを希望するなら、聴講しにきてもよいものとする。

第二番目の、シナ布教に関してであるが、この布教をうまく前進させるために、シナ国内に駐在しているパードレたちを支えねばならないのみでなく、機会あり次第シナに入国すべく、この布教に振り向けられた他の何人かの者たちを、このコレジオにおいて養育していかねばならない。それ故、国内にいるパードレたちが充分支援と補給とを受けるだけでなく、その布教に振り向けられてこのコレジオにいる者たちもまたそれに親しむように、そして可能な限りシナの習慣・言語・学問を学んでいくよう、大いに努力せねばならない。

「シナ」国内にいる者「パードレ」たちは、副王が給与させている俸禄の補給を受けること。何としてでも彼らに補給するのがコレジオの院長たる者の任務だと心

得て、それ「俸禄」を可能な限り尽力して徴収すべく努めること。この「シナ」布教のかねで購入した家屋カザスからの収入レディメントを、同布教に振り向けられてこのコレジオで暮らしている二人のパードレのために充てること。それら「の家屋」は今はこのコレジオに組み入れられているが、それらは本来このシナ布教に属するのだということ、常に了解していなければならぬ。通常シナ布教に振り向けられる二人はこのコレジオにおいて、それら「の家屋」からの収入によつて養われねばならぬ。

「シナ」国内にいる者「パードレ」たちが難儀を被ることなく、また不満を抱く機会を持つこともないようにするために、院長は次のことを了解せねばならない。すなわち、彼らの俸禄オルデナドとして徴収されるものはすべて、「シナ」国内に居住しているパードレたちに提供せねばならない。「院長は」あの「シナ」布教の上長スベリオルでもあるので、彼らに足りないものがあればそれを補給せねばならないし、またその一方で彼らを抑制して、前述の俸禄オルデナドの内の何がしかを節約出来るようにすること。彼らに不足が生じた時に、またはレジデンシアが作られ経費が増えた際に、それでもつて彼らを助けることが出来るようにするためである。「院長は」自分のコレジオを

支援するためにそれ「俸禄」を消費してはならない。

それ故、彼の「コレジオの」かねは別途保管し、いかなるルートからであれ彼「院長」のもとに入るシナ布教に属するかねはすべて、彼の会計勘定として消費・保管し、プロクラドルはコレジオの経費とは分離して、このかねについての收支の会計をつけること。何人かが遺産レガドかまたは他の贈与によつて、このシナ布教を支援してくれそうな好機に恵まれたら、コレジオの院長はその方向に彼らを仕向け、鼓吹する使命を帯びているものと心得ること。カーザに暮らす院長レイトルとパードレたちに対しても、私は同じ事を依頼する。つまりカーザや教会イグレジャへの喜捨エッセラとしてそれを贈与させるべく、彼らが気が変わらぬように注意すること。

「シナ」国内にいる者たちが難儀を被ることのないように、彼らが遅滞なく充分に補給を受けるよう、極めて細心の配慮をすること。またもしもその地でそれ以外にやりようがないのなら、その俸禄オルデナドについて何がしかを節約しようと努力はしても、彼らを余りに締め付けることのないよう、そして不満を抱く機会を彼らに与えることのないよう、配慮すること。そして彼らが充分快適に、満足して暮らすよう、万般にわたつて出来る限りの尽力

をすること。というのは、彼らが如何に難儀と不愉快を被っているか、そして「シナ」国内で彼らが如何に孤独であるか、彼は知っているからである。

「シナ」国内にさらにいくつかのレジデンシアを作る何らかの好機に恵まれたら、それを失することのないように努めること。既にパードレ・マテオ・リッチに与えられた権能フアクルダテに基づいて、何時それらを樂に獲得することが出来るか見極めること。ことに韶州シヤウチエオは非常に健康に害のある土地なので、パードレたちがどこか他の場所を手に入れることが重要だと思われる。少くとも韶州があまり健康によくない時節に、そこに引きこもるためである。都合よく「シナ」国内にさらに多くの人員を配することが出来るようなら、それに振り向けられてこのコレジオで待機している人々を充てること。

既にシナ国内にいる者たちは、マカオとの往き来を出来る限り避けるのがよいと思われるし、またシナ人たちの疑惑を解くためにも、ポルトガル人たちが広東にいる時に、彼らと交渉を持つためにそこに行くことも避けるのがよいと思われるが、しかし、彼らの靈的利益と慰め、および肉体的な病いのために、このコレジオに来る必要があるなら、「シナ」国内にいる布教団上長スベリオル・ダ・ミサンの判断に

従つて、そのようにしてもよい。もつとも、現地に危険がなく樂にそれが出来る時には、まず最初にコレジオの院長と話し合ねばならない。彼らがここに来る時は、最大の愛アモルと愛徳カリタテをもつてコレジオに迎え入れること。

同様に、「シナ」国内に配されることになる者たちの内の何人かについて、もしも何らかの変更がなされる必要がある場合は、コレジオの院長がそれを行なう権能フアクルダテを持つこと。しかしながら、熟慮とその必要なしに、これを行なつてはならない。というのはわれわれは、われわれが望む者をシナ国内に配置する権限を有するので、こういった変更は大なる動揺を招くかも知れないからである。ことに、「シナの」慣習も言語も知らない他の者たちが送り込まれる場合はそうである。

シナの仏僧ボンソたちは非常に貶められ、マンダリンたちの間で評判が悪いので、われわれの仲間たちは、この仏僧の名で非常に信用と名声を失墜している。それ故暫らくの間、仏僧ボンソよりも知識人レtradoスの名をとつた方がよいと思われる。それ故、仏僧ボンソのように剃髪して行くのは良くないし、適切でもないように思われる。また昔ポルトガル人が通常していたように、そして今日ドイツジエルマニヤにおいてわれわれの仲間のパードレたちがよくそうしているように、「シ

ナ) 国内にいる者たちは顎ひげをたくわえたり、頭髪を耳まで伸ばしてもよい。同様に彼らは、毎日の訪問に際してそのための決まった外ソフレヴェエステ 套を着用してもよいし、その他の事柄についても、マンダリンやその他の重立つた人々を訪問する時にのみ守られるような、シナ人の伝統的慣習に従つて、それに相應しい振舞いをしてよい。

一方では院長は自分のコレジオを見捨ててはならないし、他方ではもしも当地のパードレたちが、韶州シヤウチエオにいる者たちの許に出掛けて彼らと交渉を持ちたりすると、マンダリンたちに疑惑と危惧の念を呼び起こすかも知れない。それ故院長は、決まった時に韶州に行つてパードレたちを訪ねる義務は持たないものとする。しかし、もしも何らかの機会に、そこに行く必要があると彼が考えるなら、そして協議の結果、マンダリンたちの疑惑を招く危険なしに、またコレジオに被害が及ぶこともなしに、それを行なうことが出来ると彼が判断したなら、彼は何日間か彼らを訪ねるために出掛けることが出来る権能を有するものとする。

日本〔教会〕の物質的補給に尽力するプロクラドールを助けることに関する第三の事柄としては、次のことを了解すること。すなわち、このコレジオの維持と拡大も、

日本のイエズス会とキリスト教会の全体も、物質的補給および日本の資産カペダルの維持と増加とに依存している。もしもこれが欠けるようだと、日本においてカーザを維持することも、当地においてコレジオを維持することも、出来ないであろう。従つてそれら〔カーザとコレジオ〕の院長は、日本の管区長の如く、そしてまた日本の特別の構成員として、コレジオ自体の資産と同様、否それ以上メンプロに日本〔教会〕の資産カペダルの維持と増加に向けて尽力すること。というのは、これ〔コレジオ〕はそれ〔日本教会の資産〕に依存しているからである。このことは、市参事会員や被選人、および航海のカピタンとの交渉、さらには日本の資産カペダルの利を図りその増加のためになされる購入や分配コンプラスにおいて、日本のプロクラドールに生じる難儀や争論のすべてについて言える。また日本に送らねばならない人と補給物資を送り出すについて、彼ら〔プロクラドール〕を支援せねばならないし、同コレジオの諸々の事柄において、あらゆる厚意を彼に与えること。

同じ理由で、被選人や政庁の市参事会員、さらには航海のカピタンに關係する諸々の事柄を、可能な限りうまく、穏やかに運ぶ尽力をせねばならない。しかしながら

もしも彼らの内の何人かが、日本〔教会〕の不利益になるような理不尽な事をやろうとしたら、他に手の打ちようがなければ、彼自身の問題として強い姿勢で対処し、自ら〔日本教会の〕利益擁護者にもなつて、万般日本に關する諸々の事柄を守ること。

なかんずく、プロクラドールの職務遂行に當つて彼の妨害をせず、また彼が適切な行動をとつてゐる間は、不満足な暮しをさせないように、大いに尽力すること。

副院長にも、彼ら〔プロクラドール〕に対して同じ行動をさせること。〔プロクラドールが〕奉仕のために、および日本に關する諸々の事柄や仕事を進めるために所有する従僕を、彼〔副院長〕のために使わないだけでなく、コレジオのその他の従僕たちを使って彼〔プロクラドール〕を支援すること。その他すべてにおいて、私が日本のプロクラドールのために作成した規則を遵守すること。彼は日本〔教会〕關係の仕事を損なうことなくその職務を遂行することが出来るという理由で、コレジオのプロクラドールをも兼ねることが可能ではあるが、しかし彼の主要な任務は日本に補給をして、日本關係の仕事を行うことだということを了解せねばならない。それ〔日本の仕事〕は、他の何人による妨害をも受

けてはいけない。これに従い、前述のプロクラドールも彼が有する従僕も、日本の負担で衣食を賄うこと。すなわち、毎年彼自身には食事だけで二五タエルを与え、従僕たちには適當と思ふ額を与えること。衣服の経費は彼も他の者たちも、日本の負担で賄うこと。

これと同じ理由により、プロクラドールは他の者たちと一緒にコレジオの院長に従属し、服従せねばならないが、日本の貿易や諸々の事柄に關しては常に、日本から彼の許に寄せられる命令を遂行せねばならない。全般的に仕事に關しては院長に報告せねばならないが、日本のためにどうするのが一番良いかという判断に従つて、遅滞なく決定を下し、仕事をする自由を持つこと。契約が正しいかどうか、または起こり得るその他の事柄に關して困難な事柄が生じたら、院長に報告して適宜彼から勧告と指導を受けるようにすること。常に日本の、より大なる利益を慮ること。この貿易に不満を抱いたり、それによつて躓いたりする者がいたら、それが高じないよう注意していること。その〔日本教会の〕利益すなわち所得を圖り、日本への物質的救済を引き出すよう心がけること。というのは、日本もこのコレジオも、この貿易なしには維持することが出来ないのは明らかだから

である。そうするより他にやりようがないので、総長と
教皇の許可を得てそれ「貿易」が行なわれているのだ。

このコレジオの物質的維持に関しては、その設立当初、
日本のものであった家屋と店舗とがそれに充当された
が、それはこのコレジオが「日本の」一機関であつたか
らである。しかし、それらのレンダは充分ではないので、
主が別のより良い基金をそれに与えて下さらない間は、
不足分は、私が多めに調達した資産の負担で、同プロ
クラドールから与えること。即ち当地にいる者もイン
ドや日本から来る者も、当地に滞在する期間に応じて、
パードレ・イルマン一人当り毎年四〇タエルの割で、彼
らに与えること。このようにしてコレジオを維持し、衣
食に関する必要な品々のすべて、およびその他あらゆる
必需物資をそこに補給すること。ただ什器と家具は別で、
これについては最初の一回は、同じ資産の負担で同プロ
クラドールが補給すること。また建築も別で、これは私
が与えた命令に基づいて同じ「資産の」負担で行なうこと。
この俸禄の外に、矢張り同じ資産の負担で、ミサの
ための葡萄酒半樽・蠟燭、または「一語不明」、およびポ
ルトガルのオリーブ油六アルムデ（二アルムデ）四八クワ
ルテイーリヨ。一クワルテイーリヨ〇・三五リットル。即ち

六アルムデ一〇〇・八リットル」を彼「プロクラドール」
に与えること。これらは毎年ゴアから取り寄せること。
また喜捨をしたり、臨時に他の品々を補充したり、司教
がこのコレジオを来訪した時に供する食事に要する経費
に充てるために、さらに四〇タエルを彼に与えること。
これらの品々については、前述の俸禄から減額しない
こと。同じく、今度私が日本に送る目録に従って毎年日
本から彼「プロクラドール」の許に送られる補給物資に
ついては、そこから減額しないこと。それらの品々は、
インドから日本に渡る途中、または叙品を受けに日本か
ら当地に来るパードレやイルマンたちの宿泊に費される
経費の代りに、日本の負担で送り届けること。

この俸禄やその他上述の品々の外は、コレジオの
院長は、日本に属するものはかねてあれ他の物であれ、
自分のコレジオで使うために、一切利用したり奪ったり
してはならない。万事において、私が前述の日本のプロ
クラドールに与えた規則を遵守すること。

日本に渡るためにインドから送られて来る者たちや、
叙品を受けるために日本から当地に来る者たちは、規則
に従って他の者たちと同様、全面的にコレジオの院長に
服従せねばならないが、しかし彼らは決して、彼らの布

教を遂行出来ないような妨害を受てはならないし、コレジオを助けるために、当地に留め置かれるようなことがあつてもいけない。もつとも、日本に派遣される者たちの内の何人かが、インドからの航海の途中このコレジオに滞在している間に、このままそこ〔日本〕に行かせるのは、神への奉仕にとつても日本の利益にとつても適切でない判断されるような、欠点を示した場合は別である。というのはそのような場合は、上述の如くカーザの院長レイトルやその他の者たちと協議コンスルタをした上で、彼らを当地に留めおくのがよいということになるかも知れないからである。そして日本の準管区長に対しては、彼らが好奇心で広東見物に行くのを簡単に許可しないよう勧告する。もつともカーザの院長が、都合悪く彼らの世話をするパードレとポルトガル人たちとを遣わすことが出来ない時は、コレジオに被害が及ぶことなしにそれが可能ならば、コレジオの院長が誰かパードレを彼らと一緒に広東に行かせることによつて、それを助けてもよい。

アレツサンドロ(8)

右の文書は表題の通り、マカオ・コレジオの院長の規則であり、ヴァリニャーノが作成したものであることは、

署名もあり疑問の余地がない。ただし日付がない。一六〇六年一月一七日付けヴァリニャーノの覚書(9)(遺言状)に続くもので、それと相前後して作成されたものとみてよいであろう。次にこの規則の内容を整理する。

一、マカオ・コレジオは、日本とシナの布教のためのものであるから、日本に派遣される者の徳操・学問面の向上と、シナ布教の門戸開放とその前進に向け、尽力すること。万般日本準管区長の指示に従うこと。

二、日本教会は物質的補給の点でマカオに依存しているのであるから、マカオに駐在する日本のプロクラドールの職務遂行を助けること。

三、異なつた慣習を身につけた日本人をヨーロッパ人と一緒に養育するのであるから、特に次の点に配慮すること。

- 1、衣食住万般にわたつて、清潔であるよう配慮すること。
- 2、日本人は頻繁に身体を洗う習慣があるので、月に一〜二度洗うことが出来る場所つまり風呂場を用意すること。

3、茶の湯の用意をしておくこと。イルマンか同宿に

その世話をさせ、毎年日本から茶や諸道具を取り寄せること。

4、食事について、日本人のためは勿論、日本に行くヨーロッパ人のためにも、日本食を頻繁に用意すること。特に汁・にんにく・魚等を供する。そのための料理人を一人置き、その材料等を用意すること。その一方で、ヨーロッパ人にはヨーロッパ風の料理を用意し、日本人が適応しやすい料理には、彼らにも慣れさせるようにすること。

5、日本人の国民性を考慮し、彼らを叱つたり、注意したりする際には、穏やかな言辞を以て充分慎重に行なうこと。

6、日本人会員とヨーロッパ人会員の間の和を図るよう、細心の配慮をすること。

7、日本人がポルトガル語に上達するよう、毎日三分その学習をさせること。特に冠詞・動詞の時制・性・単数複数等をよく理解させること。

8、同様に日本に行くヨーロッパ人がコレジオで待機する間、日本語の学習が出来る体制を整えること。

四、マカオに来る日本人イルマンは全員、良心問題を学習すること。それは彼らの学校でなく、われわれの学

校で講じること。(彼らの学校とは、何を指すか不詳。因みに日本人のためのセミナリオがマカオに作られるのは一六二〇年前後で、この規則が作成された当時は未だ存在していない¹⁰⁾。われわれの学校とは当コレジオのことであろう)。教区司祭であつても希望するならば、当コレジオでそれを受講してもよい。

五、インドから日本に渡る途中の者や、叙品を受けるために日本から当地に来た者は、当地滞在中は全面的にコレジオ院長に服従せねばならないが、コレジオを助ける目的で不当に留め置かれ、日本布教の妨げになることを強いられるはならない。しかしコレジオ滞在中に、日本に行かせるのはその利益にならないと判断されるような欠陥を示した者は、カーザの院長等と協議の上、当地に留め置くこと。

〔以下シナ布教関係〕

六、コレジオ院長はシナ布教の上長でもある。シナ国内にいるパードレ¹¹⁾を支え、シナに入学すべく待機している者たちを養育し、シナの習慣・言語・学問を学習させること。

七、シナ国内にいるパードレたちに対しては、副王給与の俸禄をすべて徴収して与えるべく尽力すること。シ

ナ布教の資金で購入した家屋からの収入は、同布教を
目指してコレジオで待機している、パードレ二人の扶
養に充てること。

八、シナ布教とコレジオとは、会計勘定を区別すること。
遺産・喜捨その他、シナ布教の財源獲得のために、あ
らゆる機会を求めて尽力すること。

九、シナ国内にレジデンシアを作る機会があれば、それ
を逃さないよう努力すること。韶州は非健康的な土地
柄故、他の場所を入手する必要がある。

一〇、シナ国内にいる者は、マカオへの往来やポルトガ
ル人との接触は、シナ人の疑惑に配慮して避けた方が
よいが、霊的利益・慰め・病等の理由によりコレジオ
に来ることについては、シナ布教団上長およびコレジ
オ院長の判断による。

一一、コレジオで待機中のシナ布教予定者を変更してシ
ナ国内に派遣するのは、院長の権限ではあるが、慎重
に行なうこと。

一二、シナ国内では仏僧は貶められているので、イエズ
ス会士は仏僧よりも知識人の名をとった方がよい。仏
僧の如き剃髪は良くないし、その他の身形や服装につ
いても、シナ人の伝統的慣習に従うこと。

一三、韶州にいるパードレたちを訪ねる際は、マンダリ
ンたちの疑惑を招かないように慎重に行なうこと。

〔以下日本のプロクラドール関係〕

一四、当コレジオも日本キリスト教会も、その維持・発
展は日本教会の資産の保持・増加に依存する。つまり
コレジオは、同プロクラドールの働きに依存するとこ
ろ大である。それ故院長は、その職務万般にわたりプ
ロクラドールを支援すること。

一五、マカオの被選人・市参事会員・カピタンその他の
関係者が、日本を不利にするような動きを見せたらそ
れに抵抗し、日本教会の利益を擁護すること。

一六、日本のプロクラドールはコレジオのプロクラドー
ルを兼ねることも出来るが、その場合でも主たる任務
は、日本教会に関する仕事である。院長はプロクラ
ドールの職務を妨害してはならないし、また他の何人
の妨害をも許してはならない。

一七、プロクラドールも彼の従僕も、その衣食は日本の
かねで賄うこと。プロクラドール一人当りの食費は、
年に二五タエルとし、従僕については適当な額を支給
すること。

一八、プロクラドールはコレジオの院長に服従せねばな

らないが、日本関係の貿易その他については、日本からの命令に従うこと。仕事全般に関して院長への報告義務があるが、日本の利益のために遅滞なく執り行う自由を有すること。

一九、貿易なしには、コレジオも日本教会も維持出来ない。貿易活動を批判する者、それによって躓く者がいたら、それが高いよう注意を払うこと。

二〇、コレジオ設立当初はその財源として、日本教会が所有する家屋と店舗を充当する。その不足分は、ヴァリニャーノが調達した資産で補って、コレジオを維持し、衣食その他必需品を調達すること。家具・什器は初回のみ同資産により調達し、建築も、ヴァリニャーノの命令に従って、同資産から賄うこと。

二一、同資産により、コレジオ居住者も一時的滞在者も、パードレ・イルマン一人当り毎年四〇タエルの割で、プロクラドールから与えること。

二二、同資産により、毎年ゴアから葡萄酒・蠟燭・オリブ油を所定の量取り寄せ、プロクラドールに与えること。

二三、その他、喜捨・臨時の経費・司教来訪時の出費のために、さらに四〇タエルをプロクラドールに与える

こと。

二四、日本教会所属の会員が、通過の途中または叙品のためにコレジオに滞在する経費は、二二に記す通りコレジオの資産によって賄うが、その代り日本教会の負担により、目録で注文する品物を毎年日本からプロクラドールの許に送付させること。

二五、その外はコレジオ院長は、日本に属する金品をコレジオのために流用してはならない。

二六、万般、日本のプロクラドールの規則⁽¹²⁾を遵守すること。

注

(1) この小論は「マカオのコレジオ」(三)とすべきところ、(二)を「マカオ・コレジオの創設について——巡察師ヴァリニャーノの見解を中心に——」という題に変えて『キリスト教史学』五〇(一九九六年七月)に掲載したので、『史学』誌上では(二)として発表する。

(2) D. Raphael Bluteau, *Vocabulario Portuguez*, VI, Lisboa, 1720, p. 361. Domingos Maurício Gomes dos Santos, *Macau Primeira Universidade Ocidental do Extremo-Oriente*, Macau, 1964, pp. 22, 23. なおコインブラ大学に関し、カリキュラムや組織等その活動の全容については、次の文献がある。Estatutos da Universidade de Coimbra, Lisboa,

1772.

(3) 以上この六節に見える学問はすべてアリストテレスである。普遍概念・範疇論・命題論・分析論前書・分析論後書・トピカ・詭弁論駁論・誤謬推論はすべて、アリストテレスの論理学である。山本光雄・井上忠・加藤信朗訳『アリストテレス全集』1、岩波書店、一九七一年。村治能就・宮内璋訳、同2、一九七〇年。出隆『アリストテレス哲学入門』岩波書店、昭和四七年、七七—二五七頁。松本正夫『西洋哲学史——古代・中世——』慶應通信、平成二年、一二九—一四九頁。

(4) R. Bluteau, *Vocabulário Português*, V, 1716, pp. 447, 448. D. M. Gomes dos Santos, op. cit., p. 24.

(5) D. M. Gomes dos Santos, op. cit., p. 26.

(6) *Ibid.*, p. 27.

(7) *Arquivo Histórico Ultramarino*, Códice 1659, ff. 277-283v. なお J. F. Schütte, *Vaignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I, I, Roma, 1951, pp. XXXI-LVI のヴァリニャーノ文書一覽には、この史料は見えない。本文書の邦訳に当り、とくにラテン語の箇所について、坂口昂吉氏から教示を受けた旨銘記しておく。

また過日、私がマカオ・コレジオの研究をしているところを知った結城「悟神父から」Domingos Maurício Gomes dos Santos, S. J., *Macau Primeira Universidade Ocidental do Extremo-Oriente*, Macau, 1964, 35 pp. の研究論文のコピーの提供を受けたが、この論文の一八一—二八頁で本史料が、著者の文章の形で引用されている。この論文

を読まなければ、たとえば文中の「石」や「机」等の意味は分からなかったであろう。

(8) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, *Jap. Sin.* 14-II, ff. 230a-230dv. なお J. F. Schütte, op. cit., I, I, pp. XXXI-LVI のヴァリニャーノ文書一覽には、本規則は見えない。

(9) *Jap. Sin.* 14-II, ff. 229-230.

(10) 拙稿「マカオのセミナリオ」(『史学』六四ノ一)。
(11) 本文書の作成を一六〇六年として、一六〇七年当時中国国内にいたイエズス会パードレは、多少明確を欠く所もあるが次の通りであろう。

「イタリア人」

マテオ・リッチ、ラツツァロ・カッタネオ、ニッコロ・ロンゴバルド、バルトロメオ・テデスキ、アルフォンソ・ヴァニョネ、サバティノ・デ・ウルシス

「ポルトガル人」

マヌエル・ディアス(年長)、ジョアン・ダ・ロッシヤ、ガスパル・フェレイラ、ペドロ・リベイロ、ジエロニモ・ロドリゲス、フェリシアノ・ダ・シルヴァ
「スペイン人」

ダイエゴ・パントハ(以上一三人)

Manuel Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, XIII, Macau, 1977, pp. 150-163. Joseph Dehergne, *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, Roma, 1973. Goodrich & Fang, *Dictionary of Ming Biography* 1368-1644, 2 vols., 明代名人伝, Columbia University Press, 1976.

(12) ヴァリニャーノが作成した、日本イエズス会のマカオ

駐在プロクラドールの規則は、拙訳『イエズス会と日本』
一、岩波書店、一九九三年、六〇六―六一五頁に邦訳。

この小論を作成するに当りご教示に与った坂口昂吉氏
と結城了悟神父に、篤くお礼申し上げたい。